

す ^{広報} おう 大島



～私たちの たのしい すみたい いきたい島～

6 月号

2021 (令和3) 年
No. 201

銀色に輝く！



6月1日 浮島でいわし網漁始まる

適応指導教室事業 292万4千円

不登校の児童生徒を学校以外の施設で一時的に受け入れるとともに、相談活動を実施し、登校に向けた支援をします。

教育委員会 総務課関係 (☎ 78-0909)

周防大島高等学校通学支援費給付事業 400万円

周防大島高等学校に在学する生徒の通学費の一部について、生徒の保護者に対し給付金を交付します。

総務課関係 (☎ 74-1000)

周防大島高校を支援する会補助事業 (拡充)

1,067万6千円

「周防大島高校を支援する会」が行う、周防大島高校の教育環境の改善等に資する事業（寮費一部助成、学習合宿および通信学習費用の助成事業等）を支援します。

また令和3年度は、町・高校・県立大学による包括的連携事業の一部の支援を追加します。

政策企画課関係 (☎ 74-1007)

離島高校生修学支援費補助金 63万3千円

離島に住む高校生の通学費や居住費の一部を助成します。

生涯学習

社会教育課関係 (☎ 78-2205)

生涯学習講座事業 205万5千円

多様化・高度化・国際化する学習ニーズに応じた特色ある生涯活動の推進を図ります。

教育支援活動推進事業 218万7千円

地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域による学校支援、放課後子供教室、家庭教育支援活動などの地域学校協働活動を実施します。

成人式開催事業 74万9千円

今年度20歳になる人を対象に、一人前の成人としての重責を果たす自覚を新たにし、その成長と発展を祝福するために成人式を実施します。

青少年健全育成関係団体補助金 107万1千円

青少年の健全育成に関わる団体活動における経費について、補助金を交付します。

2. 人が元気で活躍するまちづくり

学校教育

学校教育課関係 (☎ 78-2204)

地域連携アシスタント事業 257万5千円

地域連携担当教職員の業務を補助する地域連携アシスタントの配置により、「教員の働き方改革」の推進および「やまぐち型地域連携教育」の充実を図ります。

部活動指導員配置事業 156万8千円

技術指導が困難な部活動に対し、専門的な指導や、大会への引率等を行うことなどを職務とする「部活動指導員」を派遣することで、部活動の指導体制の充実を促進し、部活動を担当する教員の負担軽減を図ります。

検定支援事業 232万4千円

小中学校の児童生徒に基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、学ぶ意欲や向上心を育てるため、漢検・数検・英検の検定料をそれぞれ年1回全額助成します。

英語教育推進事業 105万3千円

町内の中学生および高校生を対象としたイングリッシュキャンプに加えて、小学生を対象としたイングリッシュデイキャンプも実施します。また、小学校の低学年からの英会話学習等を実施します。

スクールソーシャルワーカー派遣事業 105万6千円

社会福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、学校外の関係機関との連携を一層強化し、問題を抱えた児童生徒と家庭を支援しながら課題解決への協働のシステムを構築するとともに、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように支援します。

読書活動推進事業 210万3千円

町内の小学校9校、中学校2校に読書活動推進員を配置し、読書の指導や読み聞かせ、図書の整理等を行います。

外国青年英語指導事業 1,001万円

基金を活用し、ALT（外国語指導助手）を配置することにより、町内小中学生を対象に、英語によるコミュニケーション能力育成に取り組みます。

政策企画課関係 (☎ 74-1007)

大学等連携地域活性化事業補助金 60万円

大学等が教育活動の一つとして、町と連携して行う地域の活性化に対する実践活動や地域活動を支援するとともに、地域に継続的に関わる若者や関係人口の創出を図ります。

集落支援員事業 422万8千円

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を集落支援員として受け入れて、その活動を支援します。

地域づくり活動支援事業 140万円

活力と魅力ある町づくりの推進を目的に、地域づくりのための事業を公募し、支援します。

ワンテーマディスカッション 6万3千円

町民が積極的に町政運営に参画する仕組みとして、自由な雰囲気の中でひざを交えて話し合いを行い、町民の「声」を聴く意見交換会を実施します。

政策企画課・水産課関係

地域おこし協力隊事業 1,329万5千円

地域力の維持強化を図るため、地域社会の新たな担い手として受け入れた地域おこし協力隊員の活動を支援します。

人権・男女共同参画

社会教育課関係 (☎ 78-2205)

人権教育推進事業 112万8千円

一人一人の人権が大切にされる町づくりをめざし町人権教育推進大会や人権学習講座ならびに町内を巡回して行う出前講座研修などを実施します。

文化・スポーツ

社会教育課関係 (☎ 78-2205)

文化振興事業補助金 100万円

文化活動による町づくりを行う事業を公募し、支援します。

教育委員会主催行事事業 2,626万6千円

大島一周駅伝・中学校男子・女子大島駅伝競走大会やサザン・セト大島ロードレース大会などを実施します。

交 流

学校教育課関係 (☎ 78-2204)

国際交流支援事業 388万9千円

国際交流支援員を配置し、児童生徒や町民との国際交流活動を通して、地域連携教育を深め、外国における文化や言語等への興味・関心の向上を図ります。

町有地売却のご案内

町では、町有財産（土地）2物件を売却します。売却の方法については、一般競争入札による方法で行います。なお、入札に参加を希望される方は、事前の申し込みが必要となります。

■売却物件（土地）

- ・物件① 周防大島町平野字片添中 1267 番地 1 外 2 筆 (面積 618.93 m²)
- ・物件② 周防大島町東安下庄字古城 1846 番地 2 (面積 206.89 m²)

■現地説明会

- ・物件① 6月29日(火) 午前9時～10時
 - ・物件② 6月29日(火) 午前11時～正午
- ※現地説明会を希望される方は6月28日(月)正午までに連絡をお願いします。

■入札参加受付

- ・期間 6月30日(水)～7月9日(金) (土日祝日を除く)
- ・場所 財政課 (大島庁舎)

■入札日 7月21日(水)

- ・物件① 午前10時 / 物件② 午前11時

■入札の要領等について

詳細な要領等を記載した「令和3年度一般競争入札による周防大島町有地売却のご案内」を財政課および各総合支所に備え付けています。

また、町ホームページからも確認できます。

問い合わせ 財政課 0820 (74) 1006

令和2年度
下半期

町の財政状況 (3月末現在)

町では条例に基づき、年2回、財政状況を公表しています。

今回は、令和2年度下半期(令和3年3月31日現在)の収支、町債(町が長期にわたり返済する借入金)の残高、町有財産の状況についてお知らせします。

■一般会計予算の収支状況

歳入 (歳入予算および収入済額)

科 目	予算額	収入済額	予算対比
町 税	13億 940万円	13億 577万円	99.7%
地方譲与税・交付金	4億 7,065万円	4億 8,556万円	103.2%
地方交付税	74億 7,975万円	77億 1,622万円	103.2%
分担金・負担金・使用料・手数料	2億 3,560万円	2億 348万円	86.4%
国庫支出金	39億 5,312万円	33億 5,397万円	84.8%
県 支 出 金	9億 404万円	7億 1,344万円	78.9%
繰 入 金	8億 9,256万円	2億 9,505万円	33.1%
繰 越 金	6億 236万円	6億 236万円	100.0%
町 債	16億 4,664万円	1億 1,810万円	7.2%
その他(財産収入・寄附金・諸収入)	2億 6,203万円	2億 3,322万円	89.0%
合 計	177億 5,615万円	150億 2,717万円	84.6%

歳出 (歳出予算および支出済額)

科 目	予算額	支出済額	予算対比
議 会 費	9,107万円	8,941万円	98.2%
総 務 費	35億 5,747万円	32億 2,525万円	90.7%
民 生 費	27億 461万円	24億 1,756万円	89.4%
衛 生 費	8億 8,913万円	6億 1,638万円	69.3%
農 林 水 産 業 費	8億 4,680万円	5億 6,568万円	66.8%
商 工 費	8億 1,088万円	6億 8,604万円	84.6%
土 木 費	7億 4,862万円	4億 1,754万円	55.8%
消 防 費	4億 6,433万円	4億 2,605万円	91.8%
教 育 費	11億 9,006万円	9億 1,858万円	77.2%
公 債 費	18億 5,443万円	18億 5,433万円	100.0%
その他(災害復旧費・諸支出金・予備費)	45億 9,875万円	30億 8,715万円	67.1%
合 計	177億 5,615万円	143億 397万円	80.6%

■特別会計予算の収支状況

会計名	予算額	収入済額	予算対比	支出済額	予算対比
国民健康保険事業	30億 5,711万円	26億 7,325万円	87.4%	28億 860万円	91.9%
後期高齢者医療事業	4億 4,469万円	4億 2,232万円	95.0%	3億 8,922万円	87.5%
介護保険事業	33億 8,472万円	28億 4,938万円	84.2%	29億 8,951万円	88.3%
簡易水道事業	6,203万円	5,813万円	93.7%	5,813万円	93.7%
渡船事業	8,204万円	6,784万円	82.7%	7,404万円	90.2%
合計	70億 3,059万円	60億 7,092万円	86.4%	63億 1,950万円	89.9%

■水道事業・下水道事業・病院事業会計予算の収支状況

会計名	区分	収入			支出		
		予算額	収入済額	予算対比	予算額	支出済額	予算対比
水道事業	収益的収入および支出	8億 3,807万円	8億 7,957万円	105.0%	8億 1,924万円	8億 639万円	98.4%
	資本的収入および支出	1,360万円	1,260万円	92.6%	1億 9,348万円	1億 9,241万円	99.4%
下水道事業	収益的収入及び支出	10億 3,650万円	11億 5,141万円	111.1%	8億 2,262万円	7億 9,379万円	96.5%
	資本的収入および支出	15億 1,518万円	11億 3,533万円	74.9%	17億 3,962万円	12億 9,455万円	74.4%
病院事業	収益的収入及び支出	50億 1,665万円	49億 6,221万円	98.9%	50億 1,661万円	48億 7,405万円	97.2%
	資本的収入および支出	1億 6,034万円	1億 6,024万円	99.9%	9億 5,945万円	9億 5,944万円	100.0%

■町有財産の状況

土	地	1,410,615.69 m ²
建	物	203,945.35 m ²
山	林	7,010,086.18 m ²
有価証券・出資による権利		52億 6,625万円

基 金	財政調整基金	61億 375万円
	減債基金	5億 3,182万円
	県収入証紙購入基金	300万円
	奨学資金貸付基金	1,001万円
	福祉振興基金	2億 6,962万円
	国民健康保険基金	3億 2,883万円
	介護給付費準備基金	1億 7,968万円
	まち・ひと・しごと創生基金	1億 1,162万円
	土地開発基金(現金)	7,373万円
	土地開発基金(土地)	1億 9,714万円
	中山間ふるさと・水と土保全対策基金	3,113万円
	周防大島高等学校通学支援費給付基金	3,515万円
	ちびっ子医療費助成事業基金	1億 519万円
	観光振興事業助成基金	5,477万円
	福祉医療費一部負担金事業基金	6,385万円
	ふるさと応援基金	1億 582万円
	CATV加入促進事業基金	2,111万円
	外国語活動推進事業基金	4,619万円
	医療確保対策事業基金	2,692万円
	合併地域振興基金	10億 15万円
森林環境整備基金	700万円	
合計	93億 648万円	

■町債残高の状況(会計別)

一般会計	149億 874万円
特別会計	146億 5,753万円
簡易水道事業	3億 8,957万円
渡船事業	710万円
水道事業	14億 9,004万円
下水道事業	58億 8,078万円
病院事業	68億 9,004万円
合計	295億 6,627万円

■一時借入金の状況

3月末現在高	0円
--------	----

※予算対比は、小数点以下1位未満を四捨五入しています。

土砂災害から身を守るために、日頃の準備を！

梅雨の豪雨や台風が発生する時期となりました。

毎年この時期には全国各地で豪雨や風による災害が発生しています。

災害から身を守るためには、日頃からの備えが大変重要であり、避難の際の食料品や懐中電灯等、いつでも持ち出せるよう準備をしておきましょう。

☎総務課 消防防災班 ☎ 0820 (74) 1000

新たな避難情報等

「災害対策基本法」の改正により令和3年5月20日から、避難勧告が廃止され避難指示に一本化されました。これまでの避難勧告のタイミングで避難指示が発令されることとなります。避難指示が発令された場合は、安全な場所への避難を行いましょ。

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、常日頃から、自宅の災害リスクととるべき行動の確認を行いましょ。

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5		きんきゆうあんぜんかくほ 緊急安全確保 (災害発生または切迫)	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
～ <警戒レベル4までに必ず避難> ～			
4		ひなんしじ 避難指示 (災害のおそれ高い)	・避難指示 (緊急) ・避難勧告
3		こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難 (災害のおそれあり)	避難準備・ 高齢者等避難開始
2		大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1		早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

山口県土木防災情報システム

<http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/>

周防大島町防災メール 登録・変更方法

次のメールアドレスに件名・本文を入力せずにメールを送信してください。

e-suo-oshima@xpressmail.jp

携帯電話用

QRコード



気象情報の確認
気象台が発表する注意報・警報など気象情報には十分注意し災害に備えましょう。また、大雨警報・洪水警報の発表時でさらに災害の発生が高まった場合は、『土砂災害警戒情報』が発表されます。町防災行政無線や防災メール等でお知らせしますので、早めの避難をお願いします。

避難行動について
避難とは難を避け、安全を確保することです。次に挙げる行動があります。
○町が開設する避難所への避難
○安全な親戚・知人宅への避難
○安全な建物（強固な建物）への避難
※自宅が安全な場合は、自宅に留まることも避難行動の一つです。
※避難する時間がない場合は、二階や崖から離れた部屋など少しでも安全な場所に避難してください。

会計年度任用職員（選挙事務）を募集します

令和3年度中に執行予定の「衆議院議員総選挙（任期満了日：令和3年10月21日）」および「山口県知事選挙（任期満了日：令和4年2月22日）」に係る会計年度任用職員を募集します。

■募集職種・任用条件等

- ・任用形態：パートタイム会計年度任用職員
- ・職種：一般事務
- ・任用条件等：報酬・・・時給890円
：手当等・・・交通費（通勤手当相当額）、時間外勤務に係る報酬など
- ・勤務種別等

No.	勤務場所	職務内容	衆議院議員総選挙		山口県知事選挙		採用予定 人数
			任用予定期間	勤務日数・時間	任用予定期間	勤務日数・時間	
1	選挙管理委員会事務局（大島庁舎内）	事務局業務補助	8月～10月	週4日程度 6時間/日	12月～2月	週4日程度 6時間/日	1人
2	大島総合支所（大島庁舎内）	期日前投票事務補助 ②（投票事務のみ）	選挙執行日の 11日前～1日前	左記の内 指定する日 8時間/日	選挙執行日の 16日前～1日前	左記の内 指定する日 8時間/日	若干名
3	久賀総合支所（久賀庁舎内）	期日前投票事務補助 ①（投票日前後の諸準備・片付け含む）	選挙執行日の 5日前～2日後		選挙執行日の 5日前～2日後		1人
4	久賀総合支所（久賀庁舎内）	期日前投票事務補助 ②（投票事務のみ）	選挙執行日の 3日前～1日前		選挙執行日の 3日前～1日前		若干名
5	東和総合支所（東和庁舎内）または東和総合センター	期日前投票事務補助 ①（投票日前の諸準備含む）	選挙執行日の 4日前～1日前		選挙執行日の 4日前～1日前		若干名
6	東和総合支所（東和庁舎内）または東和総合センター	期日前投票事務補助 ②（投票事務のみ）	選挙執行日の 3日前～1日前		選挙執行日の 3日前～1日前		若干名
7	橘総合支所（橘庁舎内）	期日前投票事務補助 ①（投票日前後の諸準備・片付け含む）	選挙執行日の 5日前～1日後		選挙執行日の 5日前～1日後		1人
8	橘総合支所（橘庁舎内）	期日前投票事務補助 ②（投票事務のみ）	選挙執行日の 3日前～1日前		選挙執行日の 3日前～1日前		若干名

■登録受付期間 7月5日(月)まで

※受付期間内に衆議院の解散があった場合は、解散の日を受付期間末日とします。

■登録申込書の請求方法

登録申込書は、各総合支所・出張所で配布しています。また、町ホームページからも印刷できます。

郵送請求の場合、「会計年度任用職員（選挙事務）登録申込書請求」と朱書きした封筒に、84円切手を貼った返信用封筒（申込者の郵便番号・住所・氏名を記入）を同封のうえ、請求してください。

■申し込み方法

登録申込書（直近3カ月以内に撮影した写真を貼り付け）を7月5日(月)までに（必着）、郵送または直接お届けください。

郵送の場合は、「会計年度任用職員（選挙事務）登録申込書在中」と朱書きした封筒に、登録申込書を入れてお送りください。（できるだけ簡易書留でお願いします）

■面接 別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2192 周防大島町小松126-2

周防大島町選挙管理委員会事務局（総務課内）

☎0820(74)1000

しつちよる? やつちよる? 健康づくり!

「ちよび塩」でおいしく運動・活動で元気に!」

No. 99

健康増進課健康づくり班 ☎ 73・5504

塩分補給の前に

暑さ対策を!

今年も例年より早い梅雨入りで、気象庁によると統計を取り始めた1951年以降、四国と近畿で最も早く、中国地方は過去2番目の早さだとか。これは、インド洋付近の海面水温の上昇の影響で、気温も平年より高く、蒸し暑い日が多くなる見込みとのこと。夏のマスク生活を迎える今年も、熱中症には十分な注意が必要です。

基本は熱を逃がすこと!

そもそも熱中症は、気温の上昇などにより体内に熱がこもることにより、脳や臓器に障害を起し、命の危険を招くものです。最も大切なことは、体に熱を溜めないこと。屋外、屋内に関係なく、高温、多湿を避け、体内から熱を逃がすことが第一です。

ちよつと待って! 「塩分補給」

近年、熱中症対策として「塩分補給」もうたわれていますが、これはあくまでも大量の汗をかいた場合や食事が取れない時の脱水症を防ぐもので、塩分が体温を下げるわけではありません。ちなみに、小さな梅干し1個には約2gの食塩が含まれており、梅干し1個を食べることで体内の水分量は2リットル増加します。もちろん、脱水症予防としての効果はありますが、多めに塩分を摂り続けることは、血管や体内に多くの水分をため込み続けるということ。体内に増えた水分を尿として排泄するために、腎臓では圧力(血圧)と時間(数日間)をかけて血液をろ過し、常に血圧を高く保つ必要に迫られ、高血圧につながります。さらに、血圧が高い状態が続くと、血液をろ過する腎臓の

細胞が壊され、腎臓の働きが弱まります。これにより、水分や水分の排泄がうまくいかなくなるさらには血圧が上がると悪循環が起り、心臓が肥大し、不整脈や心不全といった大きな病気の原因となってしまう。

腎臓には、塩分が不足しないように塩分を再吸収する働きもあります。塩分補給の前に、暑さ対策とこまめな水分補給で夏を乗り切りましょう。



「ちよび塩クイズ」

本町の食塩摂取量の平均は1日13・1gです。ズバリ、からだに必要な1日の食塩量は何gでしょう。(答え17ページ)

柳井圏域手話奉仕員養成講座受講者募集

聴覚障害者等の生活および福祉制度等への理解と認識を深め、手話で日常会話を行うために必要な技術を習得することを目的に、柳井圏域を構成する1市4町合同で『手話奉仕員養成講座』を開講します。

■開講日時(予定)

区分	日にち	時間
第1回	8月7日(土)	9:10~16:00
第2回	8月21日(土)	9:30~16:45
第3回	8月28日(土)	9:30~16:45
第4回	9月11日(土)	9:30~16:45
第5回	9月25日(土)	9:30~16:45
第6回	10月2日(土)	9:30~16:45
第7回	10月16日(土)	9:30~16:45
第8回	10月23日(土)	9:30~16:45
第9回	11月20日(土)	9:30~17:15
第10回	11月27日(土)	9:30~16:45
第11回	12月11日(土)	9:30~17:00
第12回	12月18日(土)	9:30~12:45
第13回	1月8日(土)	9:30~11:30



■場所 柳井市文化福祉会館(柳井市柳井3718)

■定員 25人程度(先着順)

■受講料 無料(ただしテキスト代等実費負担あり)

■募集期間 7月15日(木)まで(定員になり次第終了)

※詳細な講座内容は、受講決定者に別途お知らせします。

※新型コロナウイルス感染症の発生状況により延期又は中止となる場合があります。

■申し込み・問い合わせ

福祉課 民生福祉班 ☎ 0820(77)5505

中高一貫教育だより ①

■問い合わせ 周防大島高等学校

☎0820(77)1048

第二回地域連携型

中高一貫教育合同研修会

周防大島地域では県内唯一の連携型中高一貫教育を行っています。推進目標として「地域の生徒を地域で育てる教育の実践」を掲げ、この目標を達成するために、大島中学校と周防大島中学校の町内2中学校と、周防大島高校が一体となってさまざまな取組を行っていきますので、この広報の紙面をお借りして隔月でその取組を紹介させていただきます。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり実施できなかつた行事も多くありました。そして今年度もどの程度、行事を行えるかわかりません。しかし、私たちは立ち止まってばかりはいられません。徹底した感染予防対策の下、充実した中高一貫教育が実施できるように取り組んでまいります。今回は昨年度紹介できなかった行事をご紹介します。

2月19日、「第二回地域連携型中高一貫合同研修会」を実施しました。周防大島高校と連携中学校（昨年度までは4校でした）の教職員が集まり、令和2年度一年間の中高一貫教育の取組を振り返ることで、成果と課題を確認しました。また令和3年度に向けての目標と取組を検討しました。

教科別および各分掌の部会では、詳細に一年間の取組を見直し、課題への対策を検討しました。令和3年度では、有意義な取組が行えるよう、中学校と更に連携を深めていきます。

学力アップ特講

3月15日、推薦・連携入試で周防大島高校への合格が内定している中学生を対象とした「学力アップ特講」を実施しました。

「学力アップ特講」は周防大島高校に入学を予定している

生徒の学力向上に向けて、継続的な学習努力を促し、学習意欲を高めることを目的とするものです。

当日は基礎コースと発展コースに分かれ、基礎コースの参加生徒は国語、数学、英語の基礎的な内容の学習を行い、中学校での学習の定着を図りました。発展コースの参加生徒は国語、数学、英語だけでなく、社会や理科の発展的な学習や、進路・コース選択のために高校教員との面談も実施しました。

参加生徒は高校入学に向けて、集中して学習に取り組んでいて、4月から自分たちが入学する校舎で、実際に授業を受ける先生から教えてもらうことで、高校生活への思いもより一層強くなったようにみえました。



▲学習の様子

国民健康保険税の口座振替が便利です

— 6月15日～8月31日は口座振替推進月間 —

国民健康保険は、加入者全員が保険税を出し合い、必要な医療費に充てる助け合いの制度です。後期高齢者医療制度や職場などで保険に入っている方を除き、誰もが国民健康保険に入ることが義務付けられています。

本町において、国民健康保険税の収納率は、近年の経済の低迷とともに低下を余儀なくされてきており、国保財政は厳しいものとなっています。このことから町では「周防大島町国民健康保険収納対策緊急プラン」を策定し、収納率の向上を図ることとしています。

このプランにおける具体的な改善策として、口座振替推進月間を実施し、一層の徴収率の向上を図るとともに国民健康保険財政の安定化を目指します。

■申込手続きの方法

町内の取扱金融機関に、申込用紙が備え付けられていますので、その場で必要事項を記載のうえ、お申し

込みいただけます。

町外の店舗には、申込用紙を備え付けていないので、あらかじめ税務課にご連絡をいただければ送付させていただきます。申込用紙の記入方法が分からない場合は、税務課までお気軽にお問い合わせください。

■手続きに必要なもの

預貯金通帳、預貯金通帳の届出印

■取扱金融機関

山口銀行	山口県農業協同組合
北九州銀行	山口県漁業協同組合 (東和町支店)
西京銀行	ゆうちょ銀行・郵便局

■問い合わせ

税務課 徴収対策班 ☎0820(74)1031

後期高齢者医療保険ご加入の皆さまへ

健康増進課 医療保険班 ☎ 0820 (73) 5502

① 8月から保険証が変わります

■新しい保険証は緑色です

現在お使いいただいている「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日です。

8月1日からお使いいただく新しい保険証は、7月中旬に簡易書留郵便でお届けします。現在お持ちの保険証（薄紫色）は、8月1日以降使用できませんので各自で処分してください。（返却は不要です）

※簡易書留郵便は受け取り印が必要になりますので、入院などでご不在の場合には、保険証が受け取れないことがあります。住所地以外に送付を希望される場合は、あらかじめ各総合支所・出張所で送付先変更の手続きをしてください。

■点字シールを貼った保険証をご希望の方へ

新しい保険証に「保険証」、封筒に「保険証在中」と点字シールを貼ってお送りします。ご希望の方は、6月25日(金)までにご連絡をお願いします。

② 保険料について

保険料額決定通知書と納入通知書を7月中旬に送ります

■保険料の決まり方

1年間の保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」と被保険者本人の令和2年中の所得に応じてご負担いただく「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人ひとりに賦課されます。

1年間の保険料	=	均等割額 53,847円	+	所得割額 (前年所得 - 43万円) × 10.48%
---------	---	-----------------	---	--------------------------------

※所得の少ない方は、保険料が軽減される場合があります。

■保険料の納め方

○特別徴収（年金からの天引き）となる方

昨年12月1日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方で介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない方が対象となります。

※「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

○普通徴収（納付書または口座振替での納付）となる方

特別徴収に該当されない方は、普通徴収となります。（口座振替の手続きをされていない方は納付書での納付となります）

■お支払い方法を口座振替に変更できます

納付書でのお支払い対象の方で口座振替への変更を希望される場合は、振替を希望する金融機関へ①振替口座の預金通帳②通帳のお届け印をお持ちいただき、手続きをお願いします。

すでに特別徴収（年金からのお支払い）の方も、役場の窓口へ申請することにより、保険料の支払い方法を、特別徴収から口座振替（金融機関口座からのお支払い）へ変更することができます。手続きは最初に、振替を希望する金融機関で口座振替の手続きをお願いします。その後、役場の窓口へ「口座振替依頼書（お客様控）」をお持ちになり「納付方法変更申出書」を提出してください。

また、過去に口座振替で納付していた場合は、役場の窓口へ「納付方法変更申出書」のみを提出してください。（口座振替の申し込みだけでは特別徴収は中止となりません）

口座振替は後期高齢者医療保険の被保険者本人だけでなく、家族などの口座からもでき、口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人（支払った家族など）に適用されます。

※世帯全体の所得税や住民税の税額が少なくなる場合があります。

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）のお知らせ

～ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します～

■給付金の対象となる方

次の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和3年4月分の児童扶養手当が支給された方^{*1}
(申請不要。対象者には支給済みです)
- ②公的年金等^{*2}を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方^{*3*4}(要申請)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方(要申請)

※1…児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象になります。

※2…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3…既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けているだけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額、または一部を停止されたと推測される方も対象となります。

※4…児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。

■給付額 児童1人当たり一律5万円

■手続きに必要な物

通帳の写し、本人確認書類、収入額が分かる書類、年金額が分かる書類等

■申請場所 福祉課、各総合支所

■申請期限 令和4年2月28日(月)

■問い合わせ 福祉課 民生福祉班 ☎0820(77)5505

狩猟免許試験 ～有害鳥獣捕獲には免許が必要です～

イノシシ等の有害鳥獣捕獲は無免許ではできません。町ではイノシシ・タヌキ・カラス等を有害鳥獣に指定し、山口県大島郡猟友会へ委託して捕獲しています。捕獲に携わるには狩猟免許を取得した後に、山口県に狩猟者登録をし、山口県大島郡猟友会への入会が必要です。

山口県では今年度、狩猟免許試験が6カ所で実施されます。この機会に捕獲に携わることが可能な方は、ぜひ狩猟免許を取得していただき、農作物被害防止にご協力ください。(※町では狩猟免許取得経費等を一部助成しています。)

■狩猟免許試験日程

区分	日にち	場 所	申込期限
第1回	7月9日(金)	山口県総合保健会館(山口市吉敷下東3丁目1-1)	7月2日(金) 午後5時
第2回	7月18日(日)	ゆめプラザ熊毛(周南市熊毛中央町1-1)	7月9日(金) 午後5時
第3回	8月1日(日)	下関市菊川ふれあい会館(下関市菊川町下岡枝117)	7月21日(水) 午後5時
第4回	8月11日(水)	山口県立農業大学校(防府市牟礼318)【わな猟のみを予定】	8月4日(水) 午後5時
第5回	8月29日(日)	美祢市民会館(美祢市大嶺町東分326-1)	8月20日(金) 午後5時
第6回	9月5日(日)	柳井市文化福祉会館(柳井市柳井3718)	8月27日(金) 午後5時

○各回ともに、午前9時から午後4時までとなります。

※申請様式は、農林課(☎79-1002)でも配布しています。

※新型コロナウイルスの影響によっては、日程等が変更になる場合があります。

■申し込み・問い合わせ

〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1

岩国農林水産事務所 森林部 ☎0827(29)1567

【狩猟免許講習会】

試験日の前日に、同会場において、山口県猟友会主催による狩猟免許講習会が開催されます。申し込み等に関するお問い合わせは、山口県猟友会事務局(☎083-924-3517)までお願いします。

介護保険制度のサービスと保険料

介護保険は、40歳以上の皆さんで介護が必要な方を支え合う制度です。市区町村が保険者となつて、加入者の皆さんの保険料と公費を財源に運営しています。

☎ 介護保険課 介護保険班 ☎ 73・5503

① サービスの使い方

介護や支援が必要と感じたら、次のような流れで介護サービスを利用することができるようになります。

① 要介護認定を受けます

(1) 本人または家族が、介護保険課または各総合支所・出張所で要介護認定の申請をします。

※地域包括支援センター等が申請を代行できますので、わからない場合は介護保険課までご連絡ください。

(2) 調査員が訪問し、心身の状態について本人や家族から聞き取りを行います。

(3) 訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で、審査・判定します。

(4) 認定結果通知書と介護保険証を送付します。

② ケアプランを作成します

どんな介護サービスを、いつ、どれだけ利用するかを決める計画をつくります。

■要介護1～5の方

- ・在宅サービスの利用…居宅介護支援事業者へ依頼します。
- ・施設サービスの利用…介護保険施設と直接契約します。

■要支援1・2の方

- ・周防大島町地域包括支援センターへ依頼します。

③ ケアプランに基づいてサービスを利用します

サービスの種類には次のようなものがあります。詳しくは、介護保険課へご相談ください。

■在宅サービス

〈自宅で利用する〉

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行う訪問介護、入浴車が自宅を訪問して、入浴の介助などを行う訪問入浴介護などがあります。

〈施設に通い(泊まり)利用する〉

日帰りで、入浴や食事の提供、機能訓練、レクリエーションなどを受ける通所介護(デイサービス)や、医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを受ける通所リハビリテーション(デイケア)があります。

また、短期間、介護老人保健施設などに宿泊して、介護やリハビリテーションを受ける短期入所生活介護(ショートステイ)などもあります。

〈生活環境を整える〉

歩行器などの福祉用具貸与や、入浴用のいすなどを購入できます。

また、住宅の手すり取り付けや段差の解消などの改修費用が支給されます。(限度額あり)

■施設サービス(要介護1～5の方のみ)

介護や医療が長期間必要な方は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム

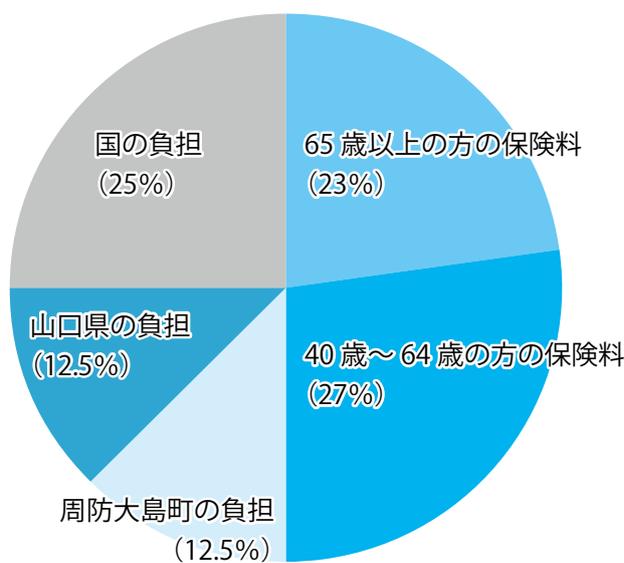
…原則、要介護3以上の方が利用できません)、介護老人保健施設、介護医療院に入所して施設のサービスを利用します。

■地域密着型サービス

認知症の方が、少人数で共同生活を送りながら介護や機能訓練などを受けられる認知症対応型共同生活介護(グループホーム)や、18人以下の地域密着型通所介護(デイサービス)、在宅や通いなどを組み合わせて、介護や機能訓練などを受ける小規模多機能型居宅介護などがあります。

介護保険の財源 (在宅サービスの場合の財源内訳)

介護保険は、下記の円グラフのとおり、40歳以上の皆さんに納めていただく介護保険料と公費を財源に運営しています。誰もが安心してサービスを利用できるように、介護保険料は必ず納めましょう。



+ サービスの利用者負担 (原則として費用の1～3割)

② 介護保険料について

介護保険制度では、制度を持続的に運営するために、3年ごとに事業計画の見直しを行っています。町でも、高齢化が進み、介護保険のサービスの利用者や利用量が增大している現状を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの第8期計画を策定し、必要な介護保険サービスの費用を賄うために新たに保険料を算定しました。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は財源の負担割合の変更や増大する介護サービス費用をまかなうために算出された介護保険料基準額をもとに、所得に応じて分かれています。第8期（令和3年度～令和5年度）の保険料は以下のとおりで、基準保険料額（年額）は66,600円になります。

（参考：第7期（平成30年度～令和2年度）の基準保険料額 71,400円）

※第1段階、第2段階、第3段階の保険料は消費税増税による財源を充て軽減の強化を実施します。

所得段階	対象者	算定式	年額	
第1段階	①生活保護受給者／②町民税非課税者かつ老齢福祉年金受給者／ ③町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.3	19,980円	
第2段階	町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.5	33,300円	
第3段階	町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入が120万円を超える方	基準額×0.7	46,620円	
第4段階	町民税課税世帯で本人に	前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.9	59,940円
第5段階	町民税が課税されていない	前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円を超える方	基準額×1.0	66,600円
第6段階	本人に町民税が課税されている	前年の合計所得金額が年間120万円未満の方	基準額×1.2	79,920円
第7段階		前年の合計所得金額が年間120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	86,580円
第8段階		前年の合計所得金額が年間210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	99,900円
第9段階		前年の合計所得金額が年間320万円以上の方	基準額×1.7	113,220円

※課税年金収入＝老齢年金等の収入（遺族、障害年金等の非課税年金以外）

※老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた方が受給している年金です。

介護保険料の納め方

■ 40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。

■ 65歳以上の方の保険料

○ 受給する年金が年額18万円以上の方（月額1万5千円以上の方）

特別徴収で納めます…年金の支払い（年6回）の際に、介護保険料が年金から天引きされます。

○ 受給する年金が年額18万円未満の方や年度の途中で65歳になった方など

普通徴収で納めます…役場から送付される納付書または口座振替で個別に納めます。納付場所は、各総合支所・出張所、納付書に記載された町指定の金融機関、コンビニ*等です。

※コンビニ納付では、使用期限を過ぎた納付書や納付書をホッチキスで留めたものなど、納付できないものもあります。コンビニで納付ができない場

合は、納付書裏面に記載の金融機関または役場窓口で納付してください。

※納め忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をお勧めします。町指定の金融機関で手続きできます。

※災害など特別な事情で介護保険料の納付が困難な場合は、減免や徴収猶予を受けられる場合があります。収入や所得等を確認する必要がありますので、ご相談ください。

保険料を納めないでいると…

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常は介護給付費の1～3割ですが、滞納期間に応じて、利用者が費用の全額をいったん自己負担することになったり、利用者負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったりします。

■ 令和3年度介護保険料納入通知書（決定通知書）については、7月中旬に郵送します。

学校統合に伴う廃校舎等利活用者を募集します

周防大島町では、学校の統廃合により廃校となった校舎等（以下、「廃校舎等」という。）について、貸付によって有効活用を図るため、利活用希望者を募集します。ご希望の方は、以下の内容を確認のうえ、応募ください。



▲旧棕野小学校



▲旧油田小学校



▲旧安下庄中学校

■対象廃校舎等

旧学校名	種別	閉校年月	建築年	構造	面積	補助省庁
棕野小学校	校舎	H 23.3	H 5	RC 3階	1,290 m ²	防衛省
油田小学校	校舎	R 3.3	H 2	RC 2階	1,735 m ²	防衛省
	体育館		S 54	RC 2階	900 m ²	文部科学省
	グラウンド		—	—	2,513 m ²	—
安下庄中学校	校舎	R 3.3	S 58	RC 3階	3,210 m ²	防衛省
	体育館		S 58	RC 2階	1,287 m ²	文部科学省
	グラウンド		—	—	12,652 m ²	—

※ RC：鉄筋コンクリート造

■応募資格

法人または任意団体で、次の条件に該当しない者。

- (1)法人等の役員等が暴力団員等または暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有している者
- (2)成年被後見人、被保佐人等契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ていない者
- (3)国税および地方税等を滞納している者
- (4)宗教活動や政治活動に利用する目的の者

■利用条件等

- (1)学校が地域の中核的な公共施設であったことを踏まえ、地域の活性化や振興発展に貢献できるよう、地域の活性化や雇用促進につながる活用であること
- (2)地域住民との融和に努めるとともに、1階の一部分については、地域住民が当該部分の使用について希望した際には、使用について配慮すること
- (3)災害時等の避難所として使用することについて町と協議すること
- (4)地域への環境に配慮し、適正な維持管理に努めること
- (5)年間3分の2以上の日数を使用すること
- (6)地方公共団体以外の場合、校舎については同一事業を10年以上継続すること

■提出書類

- (1)廃校舎等利活用申込書【様式1】
- (2)廃校舎等利活用事業計画書【様式2】
- (3)申込者概要書【様式3】
- (4)誓約書【様式4】

■応募内容の取り扱い

応募があったことをもって、そのまま契約につながるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

■募集期間 8月31日(火)まで

■応募方法

提出書類を町ホームページからダウンロードまたは各総合支所・出張所で受け取り、必要事項を記入のうえ、郵送または、直接お届けください。（直接お持ちいただく場合は、最寄りの総合支所・出張所でも可能です）

■現地見学および質問事項

募集期間中、見学を希望される場合は事前にご連絡ください。また、質問事項につきましては、電子メールにてご提出ください。

■その他

- ・利活用内容について、中国四国防衛局との協議が必要です。
- ・選考過程において、法人・任意団体を証明する書類等を求めます。
- ・申し込み後、ヒアリングを実施します。

※詳しくはお問い合わせください。

■応募・問い合わせ

〒742-2512 周防大島町平野 269-44

周防大島町教育委員会 総務課

☎ 0820 (78) 0700

FAX 0820 (78) 0909

✉ kyoi@town.suo-oshima.lg.jp

女だから、男だから、ではなく、 私だから、の時代へ

6月23日～29日は、男女共同参画週間です

男女が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の形成には、皆さん一人一人の取組が必要です。

周防大島町では住民一人一人の人権が尊重され、自分らしく輝ける社会にできるよう「ともに輝き、みんなが活躍するまち 周防大島町」を目指して取り組んでまいります。

問政策企画課 地域振興班 ☎ 0820 (74) 1007

労働保険のお知らせ

令和3年度 労働保険（労働災害・雇用保険）の年度更新期間は、

6月1日(火)～7月12日(月)です。

管轄の労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。年度更新の申告書は、管轄の労働局・労働基準監督署への郵送や電子申請でも受け付けていますのでご活用ください。

なお、年度更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合には、年度更新コールセンター（0800-555-6780）にご相談ください。

【厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署】

島のスター岡原幸子さんの ご当地ソングを鋭意レコーディング中！



戦後歌謡界を代表する作詞家である星野哲郎先生のふるさと周防大島を舞台に、島のスターとして優勝者の歌手デビューをプロデュースするカラオケのど自慢大会「ふるさとオーディション」を2017年より開催してきましたが、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となりました。

主催である周防大島観光協会としても今年度こそはと開催を検討していましたが、三密を避けにくいカラオケにおいて安心安全の確保が困難なことから、残念ながら2021年度も「ふるさとオーディション」の開催を諦めざるを得ない状況です。

ご出演の調整をいただいていた皆さま、ご観覧を心待ちにしていた皆さまには心からお詫び申し上げます。

このような状況ではございますが少しでも明るい話題をとの願いから、2019年に悲願の地元初優勝を飾った三代目となる島のスター・岡原幸子さんデビュー曲を、マウンテンマウスでお馴染みの中谷昌史さんのもとで鋭意レコーディング中です。

ふるさとオーディションが開催できない現状での新曲披露は少しもったいない気持ちもあります

が、このような状況だからこそ岡原さんの歌声で皆さんに元気をお届けできればと願っている次第です。

今年の秋には晴れてご当地ソングとしてご披露できるかと思っておりますので、島のスター岡原幸子さんへの変わらぬご声援をお願いします。



▲「ふるさとオーディション」三代目チャンピオンの岡原幸子さん

問い合わせ 周防大島観光協会 ☎ 0820 (72) 2134

周防大島町の話題

大島みかんいきいき営農塾開講式



▲開講式であいさつする塾長の藤本町長

みかん栽培を学ぶ

5月12日、令和3年度周防大島みかんいきいき営農塾の開校式が、柑きつ振興センターにて行われました。

第20期となる営農塾の受講生は36人で、1年をかけてみかんの基本的な栽培方法などを学びます。

塾長である藤本町長は、「この1年間、本営農塾で研修され、これからのみかん産地の担い手として新たな戦力になってもらいたい」とあいさつしました。

自衛官募集相談員に委嘱状を交付

5月12日、大島庁舎で自衛官募集相談員の委嘱状交付式が行われました。

自衛官募集相談員は、自衛隊と地元とのかけ橋として、志願者への説明や相談に応じたり、自衛官募集の広報活動などを行ったりするもので、3人の方が委嘱されました。

今後2年間、自衛官の募集相談員として、皆さんの相談をお受けします。

■問い合わせ

自衛隊山口地方協力本部柳井地域事務所

☎ 0820 (22) 8199



▲右から藤本町長、自衛官募集相談員の大田早春さん、中河美昭さん、橋本卓男さん、自衛隊山口地方協力本部の西村 修本部長



▲インストラクターの小林一恵さん(左)から指導を受け、練習を行う「アロハ・フラ島高」の皆さん

「アロハ・フラ島高」活動開始！

5月25日、周防大島高校の生徒有志で結成した「アロハ・フラ島高」が、8月22日に福島県いわき市で行われる第10回フラガールズ甲子園に向けて、活動を開始しました。

メンバーは2・3年生11人で、その中の8人がフラガールズ甲子園に参加し、課題曲のアロハフラと自由曲のマリヒニメレを披露する予定です。

リーダーを務める3年生の小原実月さんは、「コロナで暗い世の中ですけど、私たちのフラで皆さんが笑顔になってもらえるように、楽しく踊りたい」と想いを語りました。

受章

◆令和3年春の褒章

○藍綬褒章（矯正教育功績）

川西 恵史さん（日見）

（教護師）



◆令和3年春の叙勲

○瑞宝単光章（消防功労）

大本 學さん（西安下庄）

（元周防大島町消防団副団長）



○瑞宝単光章（消防功労）

中村 均さん（東屋代）

（元周防大島町消防団分団長）

○瑞宝単光章（看護業務功労）

満井陽一郎さん（西方）

（元特別養護老人ホーム「白寿苑」
看護職員）



令和3年度 経済センサス活動調査

調査対象の事業所の皆さまには、調査にご回答いただきまして、誠にありがとうございました。

まだ回答がお済みでない場合は、ご回答いただきますようお願いいたします。

今後も、「経済センサス」をはじめ、政府統計へのご理解とご協力をお願いいたします。

■問い合わせ 政策企画課 広報情報統計班

☎ 0820 (74) 1007

昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性の方へ

風しん抗体検査・予防接種を受けましょう

風しんの公的な予防接種を受ける機会がなく抗体保有率が低い世代の男性を対象に、令和4年2月28日までの期間に限り、無料で風しんの抗体検査と予防接種を実施します。

【接種方法】

①健康増進課からクーポン券が届きます。②クーポン券が届いたら、実施医療機関等にて抗体検査を受けてください。③後日、抗体検査の結果を受け取ります。④風しん抗体価が不十分であった方は、実施医療機関にて予防接種を受けます。

【令和3年度のクーポン券送付対象者】

本町に住民票のある昭和37年4月2日から昭和41年4月1日生まれの男性のうち、過去に風しん抗体検査や予防接種を受けたことのない方

【令和2年度、令和元年度のクーポン券送付対象者】

本町に住民票のある昭和41年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性

令和2年度、令和元年度に交付したクーポン券の有効期限を令和4年2月まで延長しますので、抗体検査・予防接種を希望される方は、実施医療機関等で受け取ってください。なお、クーポン券を紛失された方は再発行できま

すので、ご連絡ください。

※過去に風しん抗体検査や予防接種を受けたことのある方は対象となりません。

風しんについて

○風しんウイルスによって起こる感染症で、くしゃみや咳などによって飛び散ったウイルスを吸い込んで感染します。

○通常、2～3週間の潜伏期間の後に、発熱や発疹、耳の後ろや首のリンパ節の腫れ、関節の痛みなどの症状が見られます。

○一般的に症状は軽く、数日の経過で回復しますが、まれに高熱が続いたり、急性脳炎などの合併症を生じて入院が必要となったりする場合があります。

○妊娠中の女性が感染すると、生まれてくる赤ちゃんが先天性風しん症候群（眼や耳、心臓に障害が出ること）になる可能性があるため、注意が必要です。

【P 8 ちよび塩クイズ答え 1.5g】

おみそ汁1杯の食塩量は1.5～2g。食事が摂れていれば、あえて多めに食塩を摂る必要はないといえます。

募 集

会計年度任用職員(周防大島チャンネルの制作スタッフ)を募集します

■採用予定人員

1人

■勤務場所

政策企画課(大島庁舎)

(周防大島町小松126-2)

■勤務内容

周防大島チャンネルの制作

(ビデオ撮影、編集作業)

■資格等

普通自動車免許、ビデオ編集、ワード・エクセル・パワーポイント・EDIUSの操作ができること

■勤務条件等

・任用期間

9月1日(令和4年3月31日まで(ただし、任用から1カ月間は条件付き採用期間となります))

・勤務日

週4日程度

・勤務時間

午前8時30分(午後5時15分)

■報酬等

・報酬額 町規程による

・通勤に係る費用弁償制度あり

■登録申込書の請求方法

登録申込書は、各総合支所出張所で配付しています。また、町ホームページからも印刷できます。

郵送請求の場合、「会計年度任用職員(政策企画課)応募申込書請求」と朱書きした封筒に、84円切手を貼った返信用封筒(申込者の郵便番号・住所・氏名を記入)を同封のうえ、請求してください。

■申し込み方法

登録申込書(直近3カ月以内に撮影した写真を貼り付け)を7月2日(金)までに(必着)、郵送または直接お届けください。

■申し込み方法

郵送の場合は、「会計年度任用職員(政策企画課)登録申込書」と朱書きした封筒に、登録申込書を入れてお送りください。(できるだけ簡易書留で郵送してください)

■面接等

別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2921
周防大島町小松126-2
政策企画課 広報情報統計班
☎0820(74)1007

旧田布施農業高等学校大島分校閉校校舎跡地の利用者募集します

本跡地を有効活用し、地域振興を図るため、施設の利用を希望する個人・団体等から利用計画を募集します。

■場所

周防大島町小松91-4ほか

■対象施設

温室作業室、実習棟1、実習棟2、温室6棟

■利用期間

原則5年間

■利用条件

基本的には無償貸付けとします。ただし、施設の維持管理費等は、利用者の負担とします。

■申し込み方法

申込書類を町ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、7月14日(水)(必着)までに、郵送または直接お届けください。

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

をご覧いただくか、お問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2921
周防大島町小松126-2
政策企画課 地域振興班
☎0820(74)1007

認知症カフェを募集します

「認知症カフェ」とは、認知症の方やそのご家族、地域の方など、誰もが気軽に集い、認知症や介護のことを話したり、必要な情報を得られたりする場所です。町では、認知症カフェを運営する団体を募集し、運営費の一部を補助しています。今年度は町内2カ所の設置について補助を予定していますので、興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ

介護保険課
地域包括支援センター
☎0820(73)5506

■申し込み・問い合わせ

開催条件など詳しい内容については、町ホームページに掲載しています。

■申し込み・問い合わせ

介護保険課
地域包括支援センター
☎0820(73)5506

お知らせ

新生活様式導入補助金

(継続) について

令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を目的とした「新生活様式」へ対応するために、町内業者を利用して備品の購入、店舗

等改装を行った費用の5分の4(上限50万円)を補助します。

■対象事業者

・本社、本店または主たる事業者の所在地が周防大島町内にあること

・納付義務のある町税等を滞納していないこと

・令和2年度中に同補助金を受け、備品の購入、改装等を行っていないこと

■受付期間

令和4年1月31日(月)まで

(予算額に達し次第、受付を終了します)

■申し込み方法

商工観光課および各総合支所に備え付けてある申請書に、必要書類を添付のうえ、商工観光課または各総合支所に提出してください。申請書は町ホームページからもダウンロードできます。

■問い合わせ

※必要書類など、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

商工観光課 商工観光班
☎0820(79)1003



周防大島地域振興クーポン券を発行します

新型コロナウイルス感染症拡大が長引く中、町民の生活応援および町内の商工業の活性化を図ることを目的に、令和3年4月1日に住民票が周防大島町にある方へ「周防大島地域振興クーポン券（500円割引券を1人につき10枚）」を発行します。

このクーポン券は、周防大島町内の加盟店で1000円（税込）の買い物に対し1枚（500円割引）の使用ができます。町内での買い物の際には是非ご使用ください。なお、加盟店募集は周防大島町商工会で随時受け付けています。



▲周防大島地域振興クーポン券（見本）

■クーポン券送付時期

6月下旬

■クーポン券使用期間

7月1日～12月31日

■問い合わせ

クーポン券について

商工観光課 商工観光班

☎0820(79)1003

■加盟店募集について

周防大島町商工会

☎0820(79)0300

重度心身障害者の方には医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある方が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

本来であれば、医療機関の窓口で一部負担金を受給者から徴収しなければならぬところですが、本町では、米軍再編交付金を活用し、その一部負担金を全額補助していますので、今までどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。

■対象となる人の要件

- ① 身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
- ② 療育手帳Aをお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1

■級をお持ちの方

④ 障害年金1級の受給者

⑤ 特別児童扶養手当1級の受給者等

■助成の要件

対象となる人の要件のいずれかに該当し、一定の所得制限額を超えない方は、お近くの総合支所か出張所で申請をしてください。（所得制限額についてはお問い合わせください）

なお、すでに受給している65歳未満の方には更新書類を送付していますので、手続きのお済みでない方は6月中に手続きをしてください。

ただし、65歳以上の方については更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を6月末までに郵送します。

■手続きに必要なもの

印鑑、健康保険証、対象になる要件が確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など）、個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）

■受給者証有効期間

7月1日～令和4年6月30日

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎0820(77)5505

6月は児童手当「現況届」の提出をお忘れなく

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。（※公務員の方は、勤務先へ提出してください）

先へ提出してください）

■提出期限 6月30日(水)

■現況届に必要なもの

印鑑、健康保険証（別途書類の提出が必要となる場合があります）

■受給資格

中学校修了前（15歳到達後、最初の3月31日まで）の児童を養育している方。

■児童手当の額

- ・ 3歳未満 月額1万5千円
- ・ 3歳以上～小学校修了前 月額1万円

（第3子以降は1万5千円）

・中学生 月額1万円

ただし、所得制限以上の場合はこの月額は適用されず、児童1人あたり月額5千円が支給されます。

※第3子の数え方に関する補足
養育する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第1子、第2子：と数えます。

■手続き

福祉課、各総合支所・出張所

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎0820(77)5505

教科書展示会

小学校・中学校・高等学校の教科用図書を展示しています。どなたでも閲覧できますので、ご利用ください。

■期間

7月28日(水)まで

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

■場所

周防大島町東和教科書センター（東和総合センター2階）

■問い合わせ

学校教育課

☎0820(78)2204

催し

パネル巡回展

「周防大島とハワイ
〜移民たちの足跡〜」

周防大島の移民史を中心に紹介するパネルを展示。国立歴史民俗資料館、国立国語研究所の協力を得て、移民の足跡を記した資料や写真を紹介します。

開催期間等

8月1日(日)まで

午前8時30分〜午後6時

会場

大島文化センターロビー

(周防大島町小松126-2)

主な展示内容

- ・日本からハワイへ渡った移民の歴史
- ・周防大島からハワイに渡航した人々の証言
- ・周防大島とハワイとの交流史
- ・周防大島の移民関連史跡

問い合わせ

宮本常一記念館

☎0820(78)2514

★催しや各種行事については、新型コロナウイルスの影響によっては、中止や延期の可能性もあります

がん検診（集団検診）日程

■子宮頸がん・乳がん検診

日にち	場所	受付時間
6月29日(火)	油田農村環境改善センター	8:30～11:00
6月30日(水)	和田出張所	
7月1日(木)	白木出張所	
7月13日(火)	沖浦農村環境改善センター	
7月20日(火)	蒲野農村環境改善センター	

■結核・肺がん検診

日にち	場所	受付時間
7月6日(火)	馬ヶ原公民館	9:00～9:10
	油宇公民館	9:25～9:40
	内入集荷場	10:00～10:10
	旧和佐公民館	10:20～10:30
7月7日(水)	大積集荷場跡地	9:30～9:40
	西方公民館	10:00～10:20
	船越公民館	10:30～11:00
7月8日(木)	大島集荷場(小松)	9:00～9:40
	中村歯科医院駐車場	9:50～10:20
	小松・川村酒造場	10:40～11:10
	病院事業局(旧大島病院)駐車場	11:30～12:00
7月14日(水)	大島看護専門学校	9:00～9:20
	第17分団(出井)消防機庫前	9:40～9:50
	横見老人憩の家	10:00～10:20
	日見公会堂	10:30～10:50
	JA山口県屋代ふれあい店	11:10～11:30
7月15日(木)	三蒲集荷場	9:20～9:50
	西の郷・浜老人憩の家	10:10～10:30
	椋野北学習会館	10:40～11:00

※当日の待ち時間を最小限にするため、受付時間をあらかじめ町で調整しています。変更や新たに申し込みを希望される場合は、事前にご連絡ください。

健康増進課 健康づくり班 ☎0820(73)5504

島スクエアプラス
起業家育成講座

地域資源を活用し、起業を通して地域を活性化する人材の育成をめざす講座です。起業基礎講座、実践講座、関連講座の3つに分けて、7月から11月にかけて実施します。

今回は起業基礎講座のご案内です。

日時

7月3日(土)・17日(土)

両日とも午後1時30分～4時30分

※受講無料

場所

島スクエア起業教育研究センター(周防大島町小松91-4)

内容

・起業基礎講座

「身近な起業のノウハウ」身近な事例を参考に、講義と演習を通して、興味・関心のあるビジネスについて起業プランを考えていきます。

講師

中本和幸氏(中本経営コンサルティング) サルタント事務所代表・中小企業診断士)

※本講座は、柳井市、周防大

島町、上関町、田布施町、平生町から助成を受けて実施します。

申し込み方法

電話またはメールにて、氏名および連絡方法を、受講日の5日前までにお知らせください。(当日受付も可)

申し込み・問い合わせ

〒742-2106

周防大島町小松91-4

NPO法人島スクエアプラス

☎090(7979)4615

✉npo-shimajirus@seaicn-

tv.ne.jp

柳井健康福祉センター定期保健事業

相談内容	実施日	時間
思春期・ストレス相談	7月16日(金)	13:00～16:00
心の健康相談	7月20日(火)	13:00～14:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。

柳井健康福祉センター ☎0820(22)3631

【退職者】
町職員の異動（5月31日付）
農林課 末長寿規

周防大島松山フェリーダイヤ変更のお知らせ

このたび、新型コロナウイルス感染症拡大による利用客の減少に伴いダイヤの見直しを行い、7月1日(木)から深夜便の伊保田港寄港を取りやめます。詳しくはお問い合わせください。

お客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご了承ください。

■問い合わせ 周防大島松山フェリー株式会社
☎ 0820 (75) 1575

献血を実施します

日にち 6月22日(火)
場所 しまとびあスカイセンター
午前9時30分～11時30分
農業者健康管理センター
午後1時30分～4時

☎健康増進課 健康づくり班
☎ 0820 (73) 5504



ロコモティブシンドロームを予防しましょう

新型コロナウイルス感染症の流行が続いていますが、皆さんはどうお過ごしですか。訪問の際には「コロナが流行っているから外出を控えている」「外に出ることが減った」などの声を聞くことがあり、自宅で過ごすことが増えた方、身体を動かす機会が減った方が多いのではないかと思います。

運動習慣のない生活や活動量の低下、運動器疾患、肥満・痩せ、腰痛・膝痛等の不調が続くことなどで「ロコモティブシンドローム（運動器症候群）」（通称ロコモ）になる可能性が高まります。ロコモとは、骨や筋肉、関節などの運動器が衰え、「立つ」「歩く」などの機能が低下している状態のことです。ロコモが進むと、筋力やバランス能力の低下、痛みなどにより日常生活に支障をきたし、介護が必要な状態につながります。また、ロコモは高齢者だけの問題ではありません。40代以上の5人に4人はロコモおよびロコモ予備軍

周防大島町保健師

坂岡礼絵（地域包括支援センター）
☎ 0820 (73) 5506

と推定されているため、早いうちからロコモの予防に努めることが大切です。ロコモの予防・改善のためには、痛みや病気に対する治療、運動、体重の管理などを心がけましょう。

現在、コロナ禍で外出を控え、活動量が減ることで日頃よりもロコモになる可能性が高まっています。ロコモを予防する運動として「ロコトレ（ロコモーショントレーニング）」があります。自宅で取り組めるので、行ってみてください。

【ロコトレ】

■片脚立ちちくバランス能力をつける
①転倒しないように、必ずつかまえるものがある場所に立つ。

②姿勢をまっすぐにして、床につかない程度に片脚を上げキープする。

左右各1分間、1日3セット

*ポイント：支えが必要な人は転倒しないように、机に手や指先をつけて行う。

■スクワット：下肢の筋力をつける
①足を肩幅に開いて立つ。

②前傾姿勢になり、お尻を後ろに引きながらゆっくりと膝を曲げ、

ゆっくり元に戻す。

5～6回で1セット、1日3セット

*ポイント：動作中は息を止めないようにする。膝に負担をかけないように90度以上曲げないようにし、膝がつま先より前に出ないようにする。支えが必要な人は転倒しないように、机に手をつけて行う。

*難しい場合：椅子に腰かけ、机に手をつけて立ち座りの動作を繰り返す。机に手をつかずにできる場合はかざして行う。

*回数やセット数は目安です。無理せず、自分のペースで行いましょう。また、持病のある方は主治医に相談しましょう。



▲スクワットの様子

常設人権相談所

毎週月～金曜日 8:30～17:15（休日を除く）
 山口地方方法務局岩国支局 ☎0827（43）1125

特設人権相談所

7月6日（火）9:30～12:00（東和総合センター）
 福祉課 民生福祉班 ☎77-5505

休日在宅当番医 9:00～17:00

6月27日（日）	野村医院	☎76-0017
7月4日（日）	橘医院	☎77-1000
7月11日（日）	川口医院	☎78-0306
7月18日（日）	しまかぜ在宅支援診療所	☎78-2533

※町立病院は、年間を通して休日夜間救急医療に当直医が対応しています
 大島病院 ☎74-2580／東和病院 ☎78-0310

ちよび塩の日PR活動

7月4日（日）8:00～10:00（陸上競技場周辺）
 健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504

育児相談

6月24日（木）10:00～11:30
 （しまとびあスカイセンター）
 7月9日（金）10:00～11:30（日良居庁舎）
 7月20日（火）10:00～11:30
 （久賀福祉センター）
 子育て世代包括支援センター Ohana ☎73-5511

こころの相談会

7月1日（木）10:00～12:00（久賀福祉センター）
 健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504（要予約）

認知症相談

7月1日（木）9:00～16:00（日良居庁舎）
 地域包括支援センター ☎73-5506

出張年金相談

毎月第3火曜日（久賀総合センター）
 10:00～12:00／13:00～16:00
 ※要予約（予約は相談希望日の前月1日から受付）
 ※持参の必要なものがあります。詳しくはお問い合わせください。
 岩国年金事務所 ☎0827（24）2222

身に覚えのない当選メールに注意



【相談窓口】

柳井地区広域消費生活センター
 ☎0820-22-2125
 山口県消費生活センター
 ☎083-924-0999
 消費生活上の不安や心配を感じたら消費生活センターにご相談ください。

【相談】

宝くじに当選したというメールが届き、「お金を受け取るためにはこちら」とURLが添付されている。申し込んだ覚えはないが信用できるか。

【アドバイス】

申し込んでいない宝くじに当たることはなく、お金を受け取るための手続きに見せかけてお金を請求されたり、個人情報やクレジットカード番号等を盗み取られたりする可能性がある。URLは開かず、メールの返信もしないよう助言した。

【ワンポイント講座】

相手先に連絡をしたり個人情報を入力したりしてしまうと、送金料や手数料等と称して繰り返しお金を請求される可能性があります。一度お金を払ってしまうと取り戻すことは困難です。身に覚えのないメールやSMSが届いた場合は、絶対に相手に連絡をしないようにしましょう。メール等がしつこく送られてくる場合は、携帯電話会社が提供しているメールブロックサービスの利用やメールアドレスの変更を検討しましょう。

お困りの際は、柳井地区広域消費生活センターにご相談ください。

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

今月の納期（普通徴収）

町県民税 第1期分
納期限 6月30日(水)

周防大島町交通事故発生状況（令和3年4月末現在）

人身交通事故（前年比）		
件数	死者	傷者
6 (+1)	2 (+2)	8 (-1)
物損事故件数		
83	前年比	±0

人の動き（6月1日現在）※増減は対前月比

人口	15,016人	(34人減)
男（日本人）	6,942人	〈人口増減内訳：日本人〉 増：出生 4人 転入 26人 小計 30人 減：死亡 30人 転出 33人 小計 63人
女（日本人）	7,969人	
外国人	105人	(1人減)
世帯数	8,691戸	(15戸減)

【訂正】広報令和3年5月号に誤りがありました。訂正しお詫び申し上げます。

○周防大島の文化財 42（13ページ）

〈誤〉 泉寅吉
〈正〉 和泉寅吉

〈誤〉 吉崎榮治郎が
〈正〉 棟梁を吉崎榮治郎が

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

柳井警察署だより

☎ 周防大島幹部交番 0820 (72) 0110
☎ 柳井警察署 0820 (23) 0110

梅雨時期の交通事故防止

雨の日が多い梅雨時期は、路面が濡れて滑りやすくなるほか、見通しや視界が悪くなるなど悪条件が重なるため、普段以上に慎重な運転が必要となります。

スピードを落として車間距離を長くとりともに、スリップに繋がる急ハンドルや急ブレーキなどの運転操作は、危険を回避するためやむを得ない場合を除き、控えるようにしましょう。

また、雨の日は歩行者等も傘や合羽などにより視界が悪くなるため、車に気付かないことがあります。歩行者や自転車のそばを通る時は、その動



きに十分注意し、側方間隔をとる、一時停止をするなど慎重な運転を心掛けるほか、泥や水がはねないように、水たまりを避け、速度を落として通行するなど、時間と心にゆとりを持った安全運転をお願いします。

～アロハ・ビズ2021～

6月22日～8月31日

周防大島では毎年、アロハキャンペーンと題して、6月22日～8月31日の期間、アロハシャツを着用して「おもてなし」・「クールビズ」を実施しています。

今年の夏も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、『アロハ・ビズ2021』として、アロハシャツ着用に取り組みます。

■問い合わせ (公財) 山口県大島郡国際文化協会
(周防大島町政策企画課内) ☎ 0820 (74) 1007

